

豪雨被災地域観光復興応援事業業務委託に係るプロポーザル選考要領

1 業務内容

別紙「豪雨被災地域観光復興応援事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

2 審査方法

審査は、書面審査にて行う。ただし、申請件数が多ければ、企画提案書の内容について、プレゼンテーションの場を設定する。

※以下、記載のある審査実施日について、プレゼンテーションを想定し、日程を事前に調整しておくこと。

3 審査項目

評価項目		配点
基本事項	・課題整理や業務内容の理解ができているか。 ・業務スケジュールは計画的で具体的に記載されているか。	10
業務遂行能力	・業務を執行する上で、人員は適切に配置・確保されているか。 ・参画事業者からの問い合わせ対応、調整等の体制は十分か。 ・一般の方からの問い合わせ対応、フォロー体制は十分か。	10
予算管理	・予算管理方法について、適切な提案がなされているか。 (複数の事業者の参画が見込まれているため、リアルタイムで予算の執行状況を把握できる体制となっているか。)	30
事業実績	・本業務と類似した業務の実績はあるか。	20
自由提案	・その他、有効な提案がなされているか。 (効果的なプロモーションの提案がなされているか等)	10
概算経費	・見積額は妥当か。 ・コスト削減に向けた工夫が図られているか。	20
合計		100

※審査結果は審査後、全ての提案事業者に対し文書で速やかに連絡する。

※選定された委託先候補と業務内容及び契約条件について詳細に協議し、合意した上で契約を締結する。なお、業務内容及び契約条件について合意に至らなかった場合、審査による採点結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

4 スケジュール(予定)

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1)公募開始 | 令和5年4月26日(水) |
| (2)質問書提出期限 | 令和5年5月10日(水)17時必着 |
| (3)参加申込書提出期限 | 令和5年5月12日(金)17時必着 |
| (4)企画提案書提出期限 | 令和5年5月18日(木)17時必着 |
| (5)審査の実施 | 令和5年5月23日(火) |

※申請件数次第では、プレゼンテーションの予定あり

5 提案参加資格

提案参加に当たって、次に掲げる(1)～(5)の要件を全て満たしていること。

- (1)熊本県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2)旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定により、旅行業を営む者として登録を受けている者であること。
- (3)次の①から⑤のいずれにも該当しないこと。なお、申込書提出後、契約までの間に①から⑤のいずれかに該当する事実が判明したときは、契約できない場合がある。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定に該当しない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
 - ② 次のいずれにも該当しない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
 - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。
 - ③ 国税及び地方税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
 - ④ 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
 - ⑤ 当該法人の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

エ 当該法人もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

(4)コンソーシアムを構成して参加する場合は、次の事項に注意すること。

ア 代表団体を選出し応募に関するやり取りについては代表団体が行うこと。

イ 参加表明書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ 一参加者一提案

提案については、一参加者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で提案を行うことはできない。

(5)失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が提示する予算上限額を上回るとき。

6 質問書

選考要項や仕様書等について疑義がある場合は、必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1)提出期限

令和5年5月10日(水)17時必着

(2)提出の方法

質問は質問書(様式第1号)により、電子メールで送信すること。送信後は、必ず着信を電話で確認すること。

(3)提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(4)回答

質問書への回答は、企画提案参加事業者全てに、電子メールにより行う。

ただし、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした業者のみに回答する。

7 参加申し込み

参加を希望する者は、「参加申込書」(様式第2号)を期限までに提出すること。

(1)提出期限

令和5年5月12日(金)17時必着

(2)提出の方法

郵送(必着)又は持参とする。

(3)提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(4)参加申込書提出後に辞退する場合は、「辞退届」(様式第3号)を5月17日(水)17時までに(2)の方法で、(3)の提出先に提出すること。

8 企画提案書の提出

(1)提出期限

令和5年5月18日(木)17時必着

(2)提出の方法

郵送(必着)又は持参で5部提出すること。

なお、郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「豪雨被災地域観光復興応援事業」と朱書きすること。

(3)提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(4)企画提案書

業務の目的等に留意のうえ、提出期限までに提出すること。(A4サイズ(片面印刷)図面はA3サイズ折込可。カラー印刷であること。)

①提出書類

ア 表紙(様式第4号)

イ 企画提案書(様式自由)

企画提案の提出は1社1案とする。

※これまで類似した事業の実績及び、同種同規模の事業実績について記載すること。

ウ 参考見積書(様式自由)

※見積書は自社様式で可とする。ただし、業務項目ごとの内訳を記載すること

エ 企業概要及び業務実施体制調書(様式第5号)

オ 業務スケジュール(様式自由)

9 予算額

512,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。

応募者の提示額は、提案にあたっての目安(上限)となる額であり、契約額はプロジェクト実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、応募者が提示した額とは必ずしも一致しない。

なお、割引原資・運営費等の内訳は、必ず仕様書を参照すること。

10 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また、提出期限後の差替え及び再提出も認めない。
- (4) 採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (5) 契約の相手方は、熊本県会計規則第77条第1項の規定に準じ、委託者が指定する期日までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を提出したときに還付する。なお、契約保証金は熊本県会計規則第78条第1項各号に該当する場合は免除する。
- (6) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (7) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (8) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (9) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

【書類提出先、お問い合わせ先】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1(熊本県庁本館 7 階)

公益社団法人 熊本県観光連盟(熊本県観光振興課内) 担当:村本

TEL:096-333-2335 Eメール:muramoto-s-da@pref.kumamoto.lg.jp